

2. 災害復旧事業の概要

2-1. 災害復旧事業とは

農林水産省農村振興局が所管する災害復旧事業は、農地（耕作の目的に供される土地）、農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路及び農地又は農作物の災害を防止するために必要な施設）、海岸及び地すべり防止施設（農林水産省農村振興局所管のもの）が異常な天然現象によって壊れた場合やその機能に障害を生じた場合にこれを原形に復旧するための事業です。

【解説】

- 災害とは：暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象によって起こる人命の損傷、建物、作物などの損失、河川、道路、港湾あるいは農地、農業用施設等の損害をいいます。
- 災害復旧事業とは：災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった農地等を原形に復旧することを目的とするもののうち、1箇所の工事の費用が40万円以上（農地、農業用施設の場合）のものをいいます。
- 原形復旧とは：被災した施設等を原形に復旧することを原則とします。（原形に復旧することが不可能な場合にあつては原施設の効用を回復するために必要な施設を造ること、原形に復旧することが困難又は不適当な場合にあつては、これに代わるべき施設を造ることも可能）



図2-1 主な農地・農業用施設などの被害と災害復旧

出典：速やかな復旧に向けて～農地・農業用施設災害復旧事業のあらまし～
（農林水産省農村振興局整備部防災課ホームページ）

2-2. 農地、農業用施設の災害復旧の流れ

災害発生後から事業の着手までの流れは、被害報告、復旧計画樹立、計画概要書(査定設計書)の作成、査定、事業費決定、補助金の交付決定となりますが、必要に応じて査定前に応急(仮・本)工事が可能であるほか、施越工事(交付決定前の着工)が可能です。

【解説】

災害復旧事業の手続きは下図の通りです。このうち、本マニュアルでは赤枠で示す被害報告～査定までを対象としています。また、下図の「災害復旧事業(補助)計画概要書」がいわゆる「査定設計書」となります。

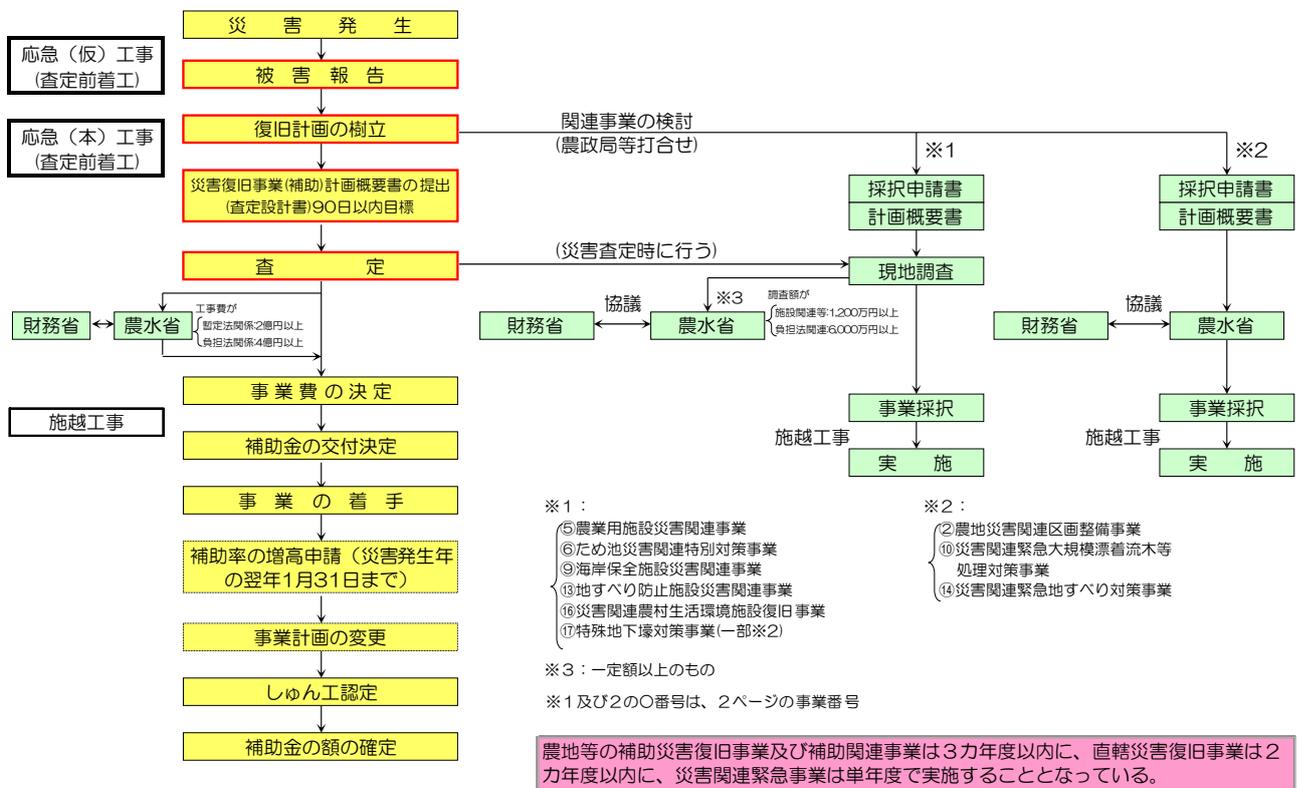


図2-2 災害査定業務の流れ

出典：速やかな復旧に向けて～農地・農業用施設災害復旧事業のあらまし～
(農林水産省農村振興局整備部防災課ホームページ)

2-3. 災害発生時のポイント

災害が発生した場合、都道府県は管内市町村に連絡して被災箇所の調査を行い、被害報告（被害額や被害箇所数など）を地方農政局等へ報告します。このため、市町村や施設管理者は速やかに被害状況を把握することが重要となります。

また、被害拡大のおそれがある場合や緊急に復旧すれば作付け時期に間に合う場合などは、応急工事が可能ですが、その際は被災状況を事前に調査、撮影しておく必要があります。

【解説】

①被害状況の調査及び報告等における対応

□激甚災害適用判断のための迅速な被害調査：市町村等は被災した施設、被害箇所数、被害額等を取りまとめ都道府県に報告する必要があります。大規模な被害が予想される場合、被害状況から激甚災害適用の判断が行われるため、報告の速度が重要となります。また、こまめな報告を行いつつ一週間以内で被害の全体を把握することが理想です。

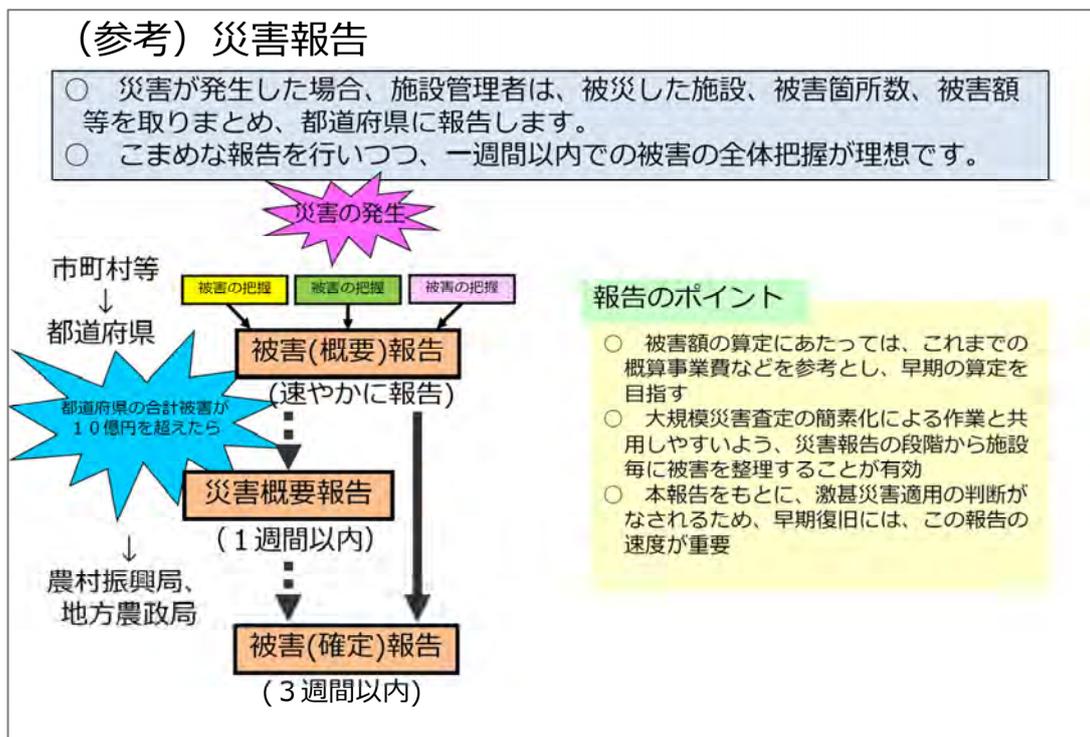


図2-3 災害報告のポイント

出典：農地・農業用施設災害復旧事業（暫定法）災害査定申請マニュアル
（農林水産省農村振興局整備部防災課資料ホームページ）

□迅速な対応のための体制整備：限られた人員で早期に被害の全容を把握するとともに、応急工事に先立つ写真撮影などの準備作業を行う必要があります。被害状況により、人員や技術的な応援を必要とする場合には、地方公共団体間の職員派遣に係る協力要請、農林水産省職員の派遣(MAFF-SAT)を要請することも可能です。また、平時から民間コンサルタント等と災害協定を締結しておくことにより、速やかに災害対応を行うことが可能となります。

□効率的な被害状況の調査：平時からUAV（ドローン）や本マニュアルで紹介するスマートフォン等のツールを確保しておくことにより、災害時において効率的に被害状況などを調査することが可能となります。また、市町村が実施する被害状況調査において現地調査をせずとも、机上で航空写真等を活用することも可能です。詳細は農林水産省のホームページに公開されている「机上調査法の手引き」、「航空写真等を活用した大規模災害時等における農地・農業用施設の迅速な被害状況の把握について」（令和4年4月13日事務連絡）等も参考にしてください。

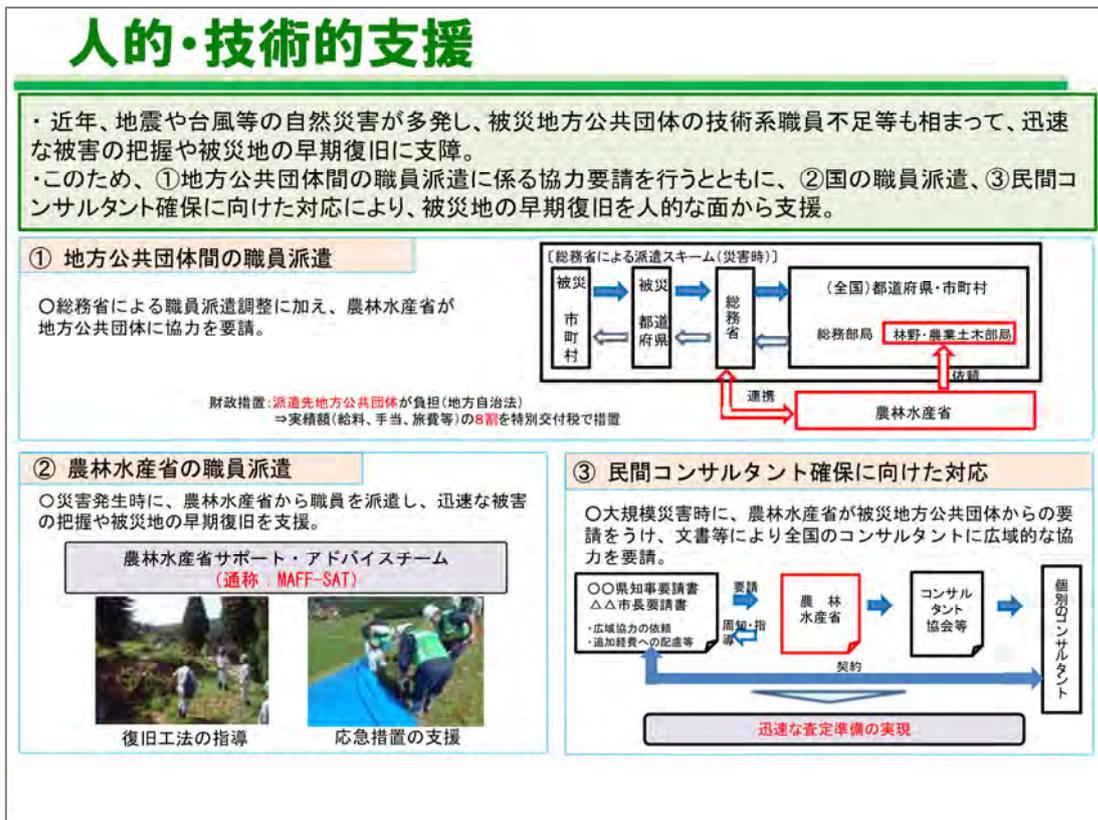


図2-4 災害発生時の人的・技術的支援
 出典：（農林水産省農村振興局整備部防災課資料）

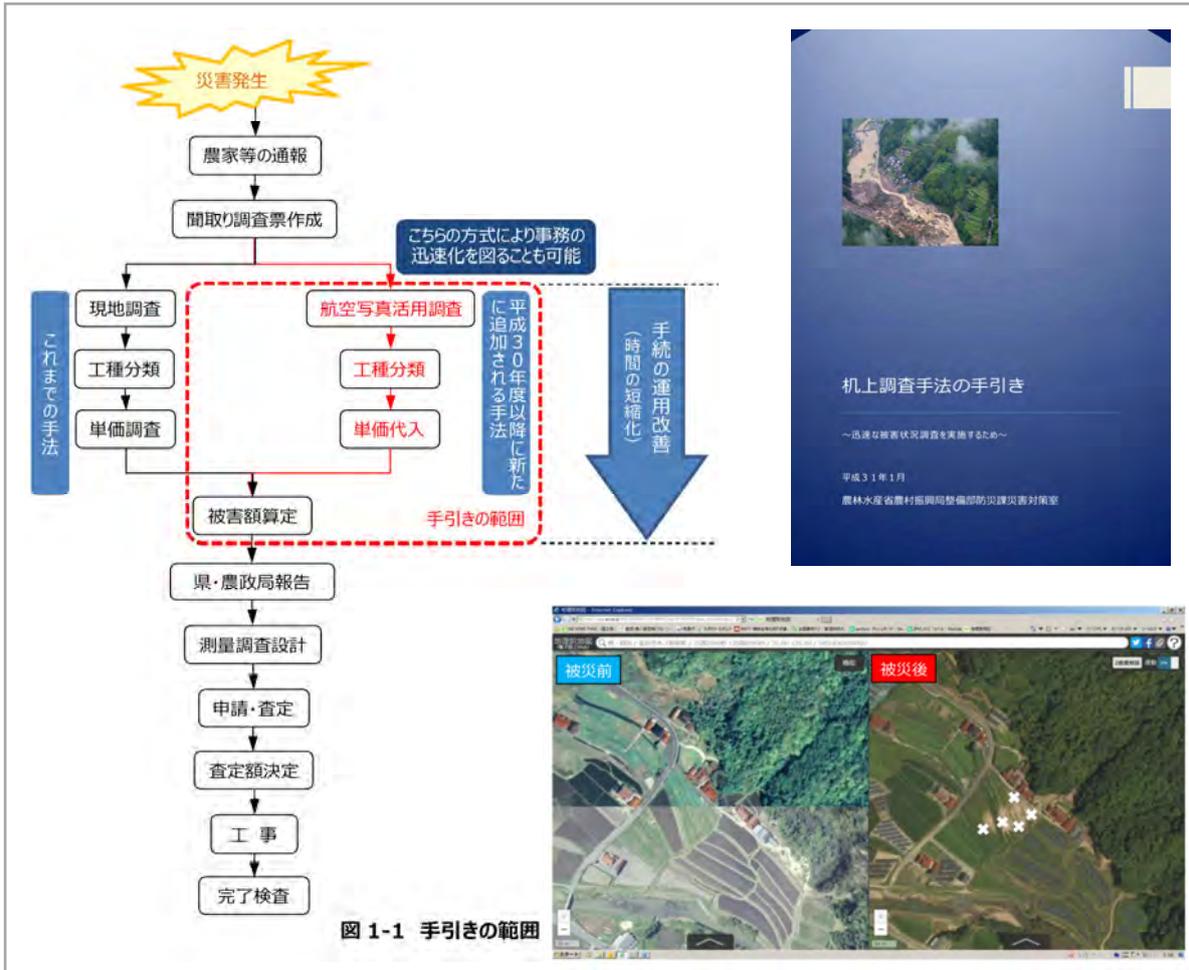


図2-5 航空写真を活用した被害状況把握の迅速化のイメージ

出典：机上調査手法の手引き（農林水産省農村振興局整備部防災課ホームページ）

②査定前着工制度の活用

□査定前に工事着手が可能（工事前の被害状況調査は必要）：そのまま放置すれば被害が拡大する恐れがある場合や復旧を急ぐことで次の作付けに間に合う場合等は査定前着工制度を活用した応急仮工事・応急本工事を行うことが可能です。査定前着工を実施しようとする施設等の被災状況を事前に調査、撮影しておく必要があります。



図2-6 査定前着工制度

出典：査定前着工制度の活用について（農林水産省農村振興局整備部防災課ホームページ）

【その他参考資料】

災害復旧の実務に当たっては「（農地・農業用施設・海岸等）災害復旧事業の解説」のほか、農林水産省の「災害復旧事業」ホームページを参照してください。

URL https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/



2-4. 災害査定設計書作成にあたってのポイント

災害復旧事業（補助）計画概要書等（以下、「査定設計書」という）は、事業費、被災及び復旧にかかる図面、被害写真などで構成され、災害査定時にはこの資料をもとに申請者が査定官及び立会官へ申請内容の説明を行います。また、査定官等は法令等の採択条件に合致しているか、技術的に妥当な工法であるかどうかを確認し、適正でないものは訂正を求めます。

このため、査定設計書に添付する写真などの資料は、被災状況、起終点の決定根拠、復旧工法の説明を意識して作成することが重要です。なお、UAV（ドローン）による動画や三次元データによる画像を災害査定時の説明や査定設計書の添付写真に使用することも可能であり、特に実地によらない机上査定（WEBによる査定を含む）では、これらにより広域又は任意な角度で被害状況等の説明や確認ができるため、非常に有用です。

【解説】

査定設計書は、下記の11項目から構成されます。

【様式】

- ①計画概要書(第1表)
- ②事業費総括(第2表)
- ③工事費内訳(第3表)
- ④応急工事費内訳(第4表)

【添付図面類】

- ⑤位置図
(5万分の1または2万5千分の1)
- ⑥被災図
- ⑦平面図
- ⑧縦断面図
- ⑨横断面図
- ⑩構造図
- ⑪被害写真

災害査定における審査の視点とそれを踏まえた査定設計書作成のポイントは以下の通りです。

災害査定の主な視点

- ✓ 今回の異常な天然現象によるものか？
- ✓ 起点・終点・施工範囲・延長・断面は？
- ✓ 農地の場合の限度額は？（算定方法、復旧事業費、超過分の負担了解等）
- ✓ 構造は適切か？
- ✓ 他事業との調整は？（二重採択防止）
- ✓ 再度災害の危険は？
- ✓ 仮設は適切か？

査定設計書作成のポイント:各資料におけるポイントは以下の通りとなります。特に机上査定が想定される場合は、現地で補足説明ができないことを意識して資料を作成することが重要です。

作成する資料	ポイント	備考
調査、測量及び写真整理等	<input type="checkbox"/> 被災直後の状況写真（全景）	<input type="checkbox"/> 被害の理解と復旧工法の適切性の判断に必要（被災箇所、被災原因、被災程度・規模が確認できること）
	<input type="checkbox"/> 起終点の決定根拠説明を意識した写真の整理	<input type="checkbox"/> 起終点が判読できることが重要 <input type="checkbox"/> 全景写真ばかりでなく、部分写真も有効活用する
復旧計画図面の作成	<input type="checkbox"/> 復旧工法（計画）の説明を意識した図面整理	<input type="checkbox"/> 用地境界、小運搬ルート、仮設計画等
復旧工事費等の算定	<input type="checkbox"/> 総合単価の活用 <input type="checkbox"/> 災害復旧工事費の対象となるかの判断	<input type="checkbox"/> 事業費が40万円に近い場合は積上げ検証が必要 <input type="checkbox"/> 1箇所の工事費が40万円未満であっても、同一工種で150m以内の間隔で連続した被災であれば1箇所工事として災害復旧事業の対象となる。
	<input type="checkbox"/> 農地復旧には補助の限度額があるので注意	